

厚生労働大臣 加藤 勝信 様
労働政策審議会労働条件分科会委員各位

2022年11月8日

解雇無効時の金銭救済制度の検討中止を求める意見

雇用共同アクション

日本マスコミ文化情報労組会議
全国港湾労働組合連合会
航空労組連絡会
純中立労働組合懇談会
全国労働組合総連合
全国労働組合連絡協議会
中小労組政策ネットワーク
コミュニティ・エウ首都圏ネットワーク
東京争議団共闘会議
けんり総行動実行委員会
国民春闘共闘委員会

厚生労働省の「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」は、「解雇の金銭解決」制度の必要性について議論しないまま、細かな法技術的論点について検討を行い、報告書を取りまとめた。それにもとづき労働政策審議会・労働条件分科会は、「無効な解雇であっても、金銭支払いにより労働契約を解消する制度」について検討を開始した。労働者側委員は「制度は不要」と反対意見をあげたが、分科会長は反対の声を一顧だにすることなく、導入に向けた調査をはじめると宣言した。私たちは、こうした審議運営に抗議するとともに、同制度の検討の中止を求める。

この制度の創設は、「金さえ払えば解雇は可能」という考えを広めてしまう。しかも、「予見可能性を高める」ために労働契約解消金の算定方法を確立し、金額の相場を形成することを目指しているので、使用者は「いくら準備すれば禁止解雇ですら可能」と考え、違法解雇を増加させることになるであろう。

職場に「不満」を述べる労働者がいれば、解雇が第一の対処策となり、労働条件や職場環境の改善は後回しにされる。労働者も解雇をおそれ、意見もいえず、団結権の行使も妨害されるなど、「救済」とは真逆の効果が予見される。

また、この制度ができて労働者は訴訟を起こさねばならず、負担は変わらない。現行法でも金銭による和解解決は行われており、この点でも、制度を検討する必要性はない。

今回は労働者からの申立てによる制度とされているが、使用者側は、使用者から申立てができる制度を求め続けている。違法解雇をした側の当事者が、金を払えば解雇ができる制度の実現に向けた一歩となることも想像に難くない。

労働者が安心して働き暮らせる社会を実現するうえで、解雇無効時の金銭救済制度は、全く必要のないものである。私たちは、厚生労働省ならびに、労働政策審議会に対し、以下の通り要請する。

記

- 1 . 「解雇無効時の金銭救済制度」の検討は止めること。
- 2 . 違法解雇を防止するための施策や法制度整備を検討すること。

以上